

総発第 319 号
令和2年1月15日

酒田市監査委員 加藤 裕 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至



財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和元年9月12日付監発第22号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「酒田観光物産館」（地域創生部交流観光課）
上記施設の指定管理者 《一般社団法人酒田観光物産協会》

【指摘事項】

（1）施設及び物品等の管理について（地域創生部交流観光課）

指定管理者が管理する施設及び物品等については、酒田市観光物産館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第3条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、指定管理者が保管する台帳は確認できなかった。市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定に則り適正に管理すること。

■措置内容

監査終了後、課内で管理している備品台帳（電子データ）を送付した。

（2）モニタリングと事業評価について（地域創生部交流観光課）

モニタリングと事業評価については、酒田市指定管理者制度事務取扱基準（平成30年3月改定）（以下「事務取扱基準」という。）に基づき、サービスの向上や管理運営の状況を監督するため、市と指定管理者とで指定管理業務等に関する意見交換や諸課題への協議を「連絡会議」として、年2回以上実施することになっているが、実施されていなかった。

た。また、指定管理者が各評価項目に対する自己評価を記載した上で、施設所管課の評価を記載した事業評価書を年度終了後60日以内に行政経営課に提出することになっているが、提出されていなかった。事務取扱基準に則り、適正に行うこと。

■措置内容

①事務取扱基準に基づき連絡会議を実施する。

②事業評価書については、平成30年度分は6月に受領している。ただし、指定管理を受託している団体の規模にもよるが、今後も決算の部分については5月末までまとめるのは非常に困難であると考えている。

については、事務取扱基準の改正を行政経営課に要望しているところである。